

大分県報

令和七年
四月一日
号外（三七）

（火曜日）

目次

告示

包括外部監査契約の締結.....	一
騒音規制地域及び規制基準の決定の一部改正.....	一
特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域の指定の一部改正.....	一
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正.....	一
大分県農業改良資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託.....	二
大分県林業・木材産業改善資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託.....	二
大分県沿岸漁業改善資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託.....	二
令和七年度大分県調理師試験の実施.....	二

○告示 示

大分県告示第百五十三号	
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。	
令和七年四月一日	
包括外部監査契約の期間の始期	大分県知事 佐藤 樹一郎
令和七年四月一日	
包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法	
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算するものとする。	
包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所	
氏名 栗林 栄太	

住所 大分市大字賀来二千八百二番地
四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
精算払とする。

大分県告示第百五十四号

騒音規制地域及び規制基準の決定（昭和五十四年大分県告示第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

二 規制基準の表の備考中「省略し」の下に「インターネットの利用その他の方法により公表するとともに」を加える。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第百五十五号

特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域の指定（昭和五十四年大分県告示第三百九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

表の備考中「省略し」の下に「インターネットの利用その他の方法により公表するとともに」を加える。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第百五十六号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成十一年大分県告示第二百六十号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

表の備考3中「省略し」の下に「インターネットの利用その他の方法により公表するとともに」を加える。

附則

令和七年四月一日

大分県報号外（告示）

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第百五十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の名称及び住所

名 称

住 所

大分県信用農業協同組合連合会

大分市花園三丁目二番一七号

二 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第百五十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の名称及び住所

名 称

住 所

大分県森林組合連合会

大分市花園二丁目六番五一号

西高森林組合
国東森林組合
別杵速見森林組合
おおいた森林組合
臼津関森林組合
佐伯広域森林組合
大野郡森林組合

豊後高田市鼎三二二番地
国東市国東町小原四四二三番地一
杵築市山香町大字内河野二七八番地の六
由布市庄内町大龍一七一一番地一
臼杵市大字板知屋字大寺浦一二五七番地の一
佐伯市宇目大字南田原二八三番地二
豊後大野市三重町菅生一二三番地

竹田市森林組合

玖珠郡森林組合

日田市森林組合

日田郡森林組合

山国川流域森林組合

宇佐地区森林組合

大分県木材協同組合連合会

日田木材協同組合

大分県造林素材生産事業協同組合

竹田市大字飛田川二二四六番地七

玖珠郡玖珠町大字大隈一一九九番地の一

日田市大字庄手八五〇番地の五

日田市天瀬町五馬市三〇〇番地

中津市山国町宇曾六九六番地一

宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地

大分市王子港町一番一七号

日田市大字東有田字新山二七七六番地の六

大分市弁天一丁目一番二三号

二 委託の期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第百五十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の名称及び住所

名 称

住 所

大分県漁業協同組合

大分市府内町三丁目五番七号

二 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○ 公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。

令和七年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和七年十月二十五日（土曜日） 午後一時三十分から午後三時三十分まで 2 場所 J・COMホルトホール大分 大分市金池南一丁目五番一号	五 受験手続 受験に必要な書類を、令和七年五月七日（水曜日）から同年六月三日（火曜日）までの受験申請受付期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。 提出先 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当 住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五 JACCビル五階 電話番号 （〇三）三六六七―一八一五
二 受験資格 次の学歴及び職歴の条件を満たしている者 1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者 (二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者	六 受験手数料及び納入方法 1 受験手数料 六千二百円 2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、受験申請受付期間内に金融機関で納めること。
2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で一年以上調理業務に従事した者 (一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。喫茶店営業を除く。） (二) 魚介類販売業（販売のみは除く。） (三) そうざい製造業（煮物（つくだ煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・揚げ物・蒸し物・酢の物又はあえ物を製造する営業） (四) 複合型そうざい製造業（そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業） (五) 寄宿舎、学校、病院等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上の飲食物を調理して供与する施設）	七 合格者の発表 令和七年十二月十二日（金曜日）午前十時 県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術技能センターJACCビル二階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格通知書を郵送する。 また、公益社団法人調理技術技能センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。 なお、電話による可否の確認及び回答は行わない。
三 試験科目 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論 四 提出書類 1 受験申請書 2 受験票・写真台帳 3 受験手数料の領収証書 4 受験票送付用封筒 5 調理業務従事証明書 6 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ） 7 戸籍抄本等（該当者のみ） ※発行後六月以内のもの 8 国籍等表示のある住民票（外国籍の方のみ） ※発行後六月以内のもの 9 学力認定書（日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満の課程を卒業した場合のみ）	八 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当 住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五 JACCビル五階 電話番号 （〇三）三六六七―一八一五（平日九時から十七時まで） FAX （〇三）三六六七―一八六八 大分県福祉保健部県民健康増進課健康寿命延伸班 住所 大分市大手町三丁目一番一号 電話番号 （〇九七）五〇六一二七七八 FAX （〇九七）五〇六一一七三〇